

令和7年度阿蘇くまもと空港国際航空貨物輸出トライアル事業助成金実施要項

(趣旨)

第1条 阿蘇くまもと空港国際線振興協議会会長（以下「会長」という。）は、阿蘇くまもと空港における国際航空貨物の集貨促進・利用促進等を図るため、阿蘇くまもと空港を利用して輸出を行う荷主企業（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において助成を行うものとし、その実施については、この要項の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要項において、「貨物」とは、阿蘇くまもと空港を発地とする国際定期便を利用して輸出する国際航空貨物をいう。

(助成対象者及び助成金額等)

第3条 助成対象者は、阿蘇くまもと空港以外の空港等を利用して海外へ輸送している事業者又は新たに阿蘇くまもと空港を利用した輸出を検討している事業者とする。

また、助成対象経費及び助成金額、助成上限額は、次表のとおりとする。

助成対象経費	助成金額	上限額
阿蘇くまもと空港発の国際定期便を利用して輸出する貨物に係る経費 ・ 航空輸送料 ・ 輸出通関料（通関業者手数料） ・ 検疫申請手数料 ・ 保税上屋料 ・ 爆発物検査料 ・ その他必要と認める各種手数料	助成対象経費の 1／2以内	1事業者あたり 合計40万円まで

※ただし、助成対象経費の消費税額を除く。

(助成金の交付申請及び実績報告)

第4条 助成を受けようとする事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、助成事業完了後、助成金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

- (1) 助成事業実施報告書（別記第2号様式）
- (2) その他、会長が必要と認める書類

(助成金の交付決定及び確定)

第5条 会長は、前条による交付申請書兼実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、これを適当と認める場合には、助成金の交付決定及び額の確定を行うものとする。

2 会長は、前項の決定及び確定を行った場合は、速やかに助成金交付決定通知兼交付確定通知書（別記第2号様式）を助成対象事業者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第6条 助成対象事業者は、前条の規定による助成金交付決定通知書兼交付確定通知書を受けたときは、速やかに助成金請求書（別記第3号様式）を会長に提出するものとする。

（助成金の交付）

第7条 会長は、前条の規定による助成金の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、助成対象事業者へ助成金を交付するものとする。

（状況報告及び調査）

第8条 会長は、必要に応じ、助成対象事業者から助成対象となった事業についての状況報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

（助成決定の取り消し及び助成金の返還）

第9条 会長は、助成金の交付を受けた助成対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の決定の全部又は一部を取り消し、すでに交付した助成金の返還を求めることができる。

- （1）虚偽その他不正な手続きにより助成金の交付を受けたとき。
- （2）その他法令又はこの要項の規定に違反したとき。

（雑則）

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和7年10月28日から適用する。

別記第1号様式（第4条関係）

令和 年（ 年） 月 日

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会 長 木 村 敬 様

住 所
法 人 名
代表者氏名

印

令和7年度阿蘇くまもと空港国際航空貨物輸出トライアル事業
助成金交付申請書兼実績報告書

令和7年度阿蘇くまもと空港国際航空貨物輸出トライアル事業について、下記のとおり実施しましたので、同事業要項第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業内容（必要事項を記載してください。）

利用日時	令和 年 月 日（ ） 時 分発		
航空会社			
運航経路	阿蘇くまもと空港 ⇒ （ 空港）		
輸出先			
貨物品目		数量	

【添付資料】

- （1）助成事業実施報告書
- （2）その他、会長が必要と認める書類

別記第2号様式（第4条関係）

助 成 事 業 実 施 報 告 書

経費区分		金額（円）	積算内訳等	備考
助 成 対 象 経 費	航空輸送料			
	輸出通関料 （通関業者手数料）			
	検疫申請手数料			
	保税上屋料			
	爆発物検査料			
	そ の 他 必 要 経 費			
	小計			
助成対象外経費				
総事業費				

【添付資料】

- （１）対象となる国際航空貨物の輸出許可書の写し（通知書兼申告書控）
 - （２）対象となる国際航空貨物の航空運送状の写し（Air Waybill）
- ※（１）～（２）において、熊本空港と着地空港間の航空便名及び輸送経路の内容を証明できる記載が必要
- （３）助成対象経費の内訳が確認できる見積書又は請求書（運行経路明記）の写し
- ※上記（１）～（３）の資料による証明ができない場合は、それに代わる資料を添付するものとする

別記第 3 号様式（第 5 条関係）

令和 年（ 交政第 号
年） 月 日

（申請者の氏名） 様

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会 長 木 村 敬 印

令和 7 年度阿蘇くまもと空港国際航空貨物輸出トライアル事業
助成金交付決定書兼交付確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました令和 7 年度阿蘇くまもと空
港国際航空貨物輸出トライアル事業については、同事業実施要項第 5 条の規定
により、下記のとおりその額を確定し、交付を決定しましたので通知します。

記

1 助成金

認定額	金 円
-----	-----

別記第 6 号様式（第 6 条関係）

令和 年（ 年） 月 日

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会 長 木 村 敬 様

住 所
法 人 名
代表者氏名
印

令和 7 年度阿蘇くまもと空港国際航空貨物輸出トライアル事業助成金請求書

令和 年 月 日付け交政第 号で助成金交付額の確定の通知の
ありました令和 7 年度阿蘇くまもと空港国際航空貨物輸出トライアル事業助成
金として、下記の金額を交付されるよう同事業実施要項第 6 条の規定により請
求します。

記

1 請求額（確定額）金 円

2 振込口座

金融機関名	銀行		支店
	銀行コード		
口 座 番 号	(普通 ・ 当座)		
フリガナ			
口 座 名 義			